

酒々井町長への手紙
(令和7年7月受付、回答)

ゴミステーション監視および防犯カメラの条例制定について

自宅のゴミステーションを監視目的で防犯カメラを設置されてる方がいます。ゴミステーションを監視の為にだけ設置されています。

一年前から設置されてたそうですが、不愉快極まりない。勝手に町民警察されていて、知らずに楽な装いでゴミ出ししてましたが今は気持ち悪く警戒しながらゴミ出ししてます。ルールは守ってますが、たまに、たまたま間違えてしまう方もいらっしゃるのに。

相手の言い分は、意味不明ですがプライバシーを侵害され常に監視状態です。自治会が承認の上での監視カメラなら少しは納得しますが。

佐倉市は防犯カメラの条例制定されてるようですが、酒々井町も行ってほしいです。

(個人情報保護のため原文を編集させていただいています。)

■回 答

平素から町行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

防犯カメラの設置は、犯罪の発生を抑制する効果があり、防犯カメラの存在は不審者に対して強い抑止力となります。このため、地域の安全性が向上し、非常に重要だと考えています。ご要望がありました防犯カメラ設置条例の制定につきましては、近隣の状況を踏まえた上で、効果的な運用ができるよう検討してまいります。

また、個人が設置した防犯カメラの利用につきましては、申し訳ございませんが町が直接介入することはできませんので、酒々井町社会福祉協議会（Tel496-6635）による法律相談等をご活用ください。

今後とも町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当課《くらし安全協働課》